

6次産業化総合化事業法認定申請必要書類一覧

■必ず必要な書類

申請書本体・別表				申請者	
No.	略称	内容	ファイル名	法人	個人
1	鏡	申請書鏡	a-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	申請書	申請書本文	a-1-0	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	別表1	施設整備別表	a-1-1	△	△
4	別表2-1	農業改良資金融通法特例措置	a-1-2-1	△	△
5	別表2-2-1	農地法の特例措置	a-1-2-2-1	△	△
6	別表2-3	都市計画法の特例措置	a-1-2-3	△	△
7	別表2-3(別紙)	販売施設で扱う農林水産物・加工品	a-1-2-3-b	△	△
8	別表2-4	出荷安定法特例措置	a-1-2-4	△	△
9	別表3	資金計画	a-1-3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

チェック項目

- 「社長」がはいっていないか(登記の表記に合わせる)
住所表記が会社の登記上の表記と一字一句違ってないか
 (漢数字・アラビア数字・番地の有無等)

以下の3つの場合は必ず必要:

- 1) 農業改良資金融通等,
- 2) 施設設置のための農地転用,
- 3) 市街化調整区域での開発・施設設置等

■添付書類

申請する農林漁業者等				農林漁業者等	
No.	参照条文	内容	根拠条文	法人	個人
1	法5-1	定款の又はこれに代わる書面	省令3-2	<input type="radio"/>	-
2	法5-1	直近2期分事業報告書	省令3-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	法5-1	直近2期分貸借対照表	省令3-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	法5-1	直近2期分損益計算書	省令3-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 営業目的に、新たな事業が含まれると解釈できるか?
 (できなければ、定款変更)

- ない場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類

- ない場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類

- ない場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類

■場合により、必要となる書類

促進事業者に農業改良資金等融通等の措置を希望する場合				促進事業者	
No.	参照条文	内容	根拠条文	法人	個人
1	法5-4	定款の又はこれに代わる書面	省令3-2	<input type="radio"/>	-
2	法5-4	直近2期分事業報告書	省令3-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	法5-4	直近2期分貸借対照表	省令3-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	法5-4	直近2期分損益計算書	省令3-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 営業目的に、新たな事業が含まれると解釈できるか?
 (できなければ、定款変更)

- ない場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類

- ない場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類

- ない場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類

施設整備を伴う計画の認定申請の場合

No.	参照条文	内容	根拠条文	法人	個人
1	法5-3	施設規模及び構造を明らかにする図面	省令3-2-3	<input type="radio"/>	-

農地・採草放牧地を施設に転用する場合

農地・採草放牧地を施設に転用する場合				申請者	
No.	参照条文	内容	根拠条文	法人	個人
イ	法5-7	法人の登記事項証明書	省令3-2-5	<input type="radio"/>	-
イ	法5-7	法人の定款又はこれに代わる書面	省令3-2-5	△	-
ロ	法5-7	地図と土地の登記事項証明書	省令3-2-5	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ハ	法5-7	建物・施設・道路等の位置図	省令3-2-5	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ニ	法5-7	資力・信用の証明書	省令3-2-5	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ホ	法5-7	妨げとなる権利保有者の同意書	省令3-2-5	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ヘ	法5-7	土地改良区の意見書	省令3-2-5	△	△
ト	法5-7	その他参考となる書類	省令3-2-5	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 申請者が行う場合は重複提出の必要なし

- 土地改良区の地区内にある場合

- 30日以内に意見を得られない場合はその事由を記載した書類

農地・採草放牧地を施設に転用する場合

農地・採草放牧地を施設に転用する場合				申請者	
No.	参照条文	内容	根拠条文	法人	個人
イ	法5-8	地形図・現況図・利用計画概要図	省令3-2-6	<input type="radio"/>	-
ロ	法5-8	その他参考となる書類	省令3-2-6	<input type="radio"/>	-

産地連携して指定野菜を供給する場合

産地連携して指定野菜を供給する場合				申請者	
No.	参照条文	内容	根拠条文	法人	個人
イ	法5-10	契約書の写	省令3-2-7	<input type="radio"/>	-
ロ	法5-10	作付面積の条件適合を証する図面	省令3-2-7	<input type="radio"/>	-